

2017年11月27日  
東京・JBN

## (一社) 全国木造建設事業協会 第6期総会

### 1. 第6期事業報告

#### (1) 応急仮設木造住宅建設等を目的とした災害協定の締結状況

応急仮設木造住宅建設の災害協定は、17年11月27日現在、28都道府県（徳島県、高知県、宮崎県、愛知県、埼玉県、岐阜県、長野県、愛媛県、秋田県、静岡県、広島県、東京都、香川県、神奈川県、三重県、大分県、千葉県、滋賀県、富山県、青森県、山梨県、熊本県、山口県、兵庫県、佐賀県、京都府、山形県、北海道）と締結しています。2017年は山口県（1月17日）、兵庫県（3月16日）、佐賀県（3月28日）、京都府（9月1日）、山形県（9月1日）、北海道（10月20日）と協定締結しました。

11年10月の徳島県との協定から佐賀県との協定まで、5年5カ月で47都道府県の過半数を超えました。

要請済みの都道府県は、10県（和歌山県、福島県、鳥取県、島根県、石川県、岡山県、群馬県、鹿児島県、茨城県、長崎県）で、茨城県とは12月1日に、和歌山県とは12月、1月頃に協定締結の予定です。

#### (2) 会議の開催

##### 1) 応急仮設木造住宅建設に関する全国研修会の開催

熊本県での応急仮設木造住宅建設の教訓・経験を学び、協定締結する各都県でJBN側と全建総連側の協力体制の強化と当事者として建設を想定した体制づくりを進めることを目的に、全木協の応急仮設木造住宅建設に関する全国研修会を16年11月24～25日に熊本県熊本市で開催し、協定締結都県と締結見込県から141人（JBN 83人、全建総連 53人、来賓 5人）が参加しました。なお、同研修会は国交省補助事業を活用し開催しました。

熊本県・上妻住宅課長の「熊本地震における被害状況等と復旧・復興」、熊本県・入口林業振興課審議員の「災害時における木材利用の促進」、全木協熊本県協会・久原会長の「熊本県での応急仮設木造住宅建設の取り組み」の講演を受け、全木協・徳森専務理事が「全木協の応急仮設木造住宅建設における労働者供給事業の意義」について報告しました。

分科会をJBN側と全建総連側に分かれて行い、全建総連の分科会では熊本での応急仮設住宅建設における労働者供給での課題や問題点等について意見交換し、JBNの分科会では主幹事会社・現場監督・設計・資材・事務局について学習しました。

各都道府県協会に分かれての分散会では各都道府県協会では仮設住宅の建設を想定した資材調達や労働者確保、資金調達の具体化、協定締結する都県との日常的なつながりの確保、都道府県協会の正式な設立、JBN側と全建総連側との仮設住宅以外での協力関係づくりについてJBN側と全建総連側の関係者で話し合いました。

## 2) 全木協第6期運営委員会の開催

全木協第6期運営委員会を17年4月19日に東京・全建総連会館で開催し、8人の運営委員を含め13人が出席しました。

運営委員会規程の「運営委員会は8名で構成し、一般社団法人JBN、全国建設労働組合総連合から各4名とする」を「運営委員会は若干名で構成し、一般社団法人JBN、全国建設労働組合総連合から同数とする」への改定を提案・承認され、清水委員（全建総連）が新たに任命されました。なお、JBN側の新たに任命する委員については後日任命することを確認しました。

和田委員から福島県での復興公営住宅や災害対策への取り組みについて役目を無事終えることができたため、復興公営木造住宅建設推進本部長と災害対策本部長の解任の申し出があり、解任を確認しました。

運営委員会では応急修理について、「全木協として応急修理についてどのような取り組みができるのか論議する必要がある（勝野委員）」、「応急仮設と応急修理は性質が異なる。全木協のこれまでの取り組みと違う方法を考えなければいけない（徳森委員）」、「応急修理は基本的に施主が工務店等に依頼するものなので全木協が団体として取り組めるのか（久原委員）」、「大規模災害時に応急修理を市町村に申し出ても市町村では対応しきれない（和田委員）」の発言がありました。

また、主幹事工務店・幹事工務店の任命について、「任命書の交付が必要（大野委員）」「全国研修会で任命式を行ってはどうか（和田委員）」の発言がありました。

### (3) 国交省補助事業を活用した応急仮設木造住宅建設と応急修理の体制整備に向けた講習会への対応

複数の都道府県にまたがる大規模な災害が起きた場合、災害協定に基づき応急仮設木造住宅を迅速に建設するには予め各地域での大工や工務店の広域支援体制や応急仮設木造住宅の地域仕様を決めておく必要があります。加えて、応急仮設木造住宅建設と応急修理の災害協定を締結する県もあり、両協定に基づく対応が求められます。

上記の体制整備を進めるため、国交省補助事業を活用して応急仮設木造住宅建設及び応急修理の講習会を行えるよう、17年度からの3カ年継続事業として7月21日に国交省補助事業に申請しましたが、9月15日に17年度単年度事業として採択を受けました。よって、18年度、19年度は改めて事業申請・採択を受けないといけなくなりました。

17年度事業は、応急仮設木造住宅建設講習会の準備として、全国を10の地域ブロックに分け、沖縄ブロックを除く9の地域ブロックで協定締結・締結見込みの都道府県の全建総連加盟組合とJBN連携団体及び主幹事工務店から選出された委員で構成す

る地域ブロック運営委員会を開催し、①全建総連加盟組合で労働者供給可能な大工数や主幹事工務店で確保できる各職や現場監督の数などを算出し、地域ブロックで予測される地震が起き、応急仮設木造住宅を建設する場合の広域支援の体制、②恒久的に利用する場合の仕様や低コスト化・施工期間の短縮できる仕様や地域的な気候等に対応した仕様の策定、③主幹事工務店の金融機関との連携や資金調達、④応急仮設木造住宅建設講習会の運営方法、等について検討し決めていきます。運営委員会は 2、3 回程度開催し、早ければ年内に、遅くとも 18 年 1 月までに終了できるよう、現在、進めています。

運営委員会を受けて、応急仮設木造住宅建設講習会を 18 年 1 月（又は 2 月）に全木協東京都協会、全木協徳島県協会、全木協山口県協会で開催し、18 年度以降に都道府県協会が行う講習会で講師及び事務局を務める方を対象にした研修会にも位置付けます。

また、地域ブロック運営委員会や応急仮設木造住宅建設講習会を踏まえ、各地域ブロックの地域仕様や広域支援体制、都道府県協会の取り組みを共有するために、全国研修会を 2018 年 2 月 5 日～6 日に東京都内で開催します。

加えて、18 年度以降の応急修理講習会の開催に向けて、17 年度は応急修理の実例について調査・研究を現代計画研究所に委託し、現在、進めています。

なお、応急仮設木造住宅建設講習会の地域ブロックは下記の通りです。

	応急仮設木造住宅建設講習会講習会の実施年度（予定）
1. 北海道ブロック（北海道）	2019
2. 東北ブロック（青森、山形、秋田）	2018（1 県）、2019（2 県）
3. 関東ブロック（茨城、千葉、埼玉、東京、神奈川、山梨）	2017（1 県）、2018（3 県）、2019（2 県）
4. 北信越ブロック（富山、長野）	2018（1 県）、2019（1 県）
5. 東海ブロック（静岡、岐阜、愛知、三重）	2018（2 県）、2019（2 県）
6. 関西ブロック（滋賀、京都、兵庫）	2018（1 県）、2019（2 県）
7. 中国ブロック（広島、山口）	2017（1 県）、2018（1 県）
8. 四国ブロック（徳島、香川、愛媛、高知）	2017（1 県）、2018（2 県）、2019（1 県）
9. 九州ブロック（長崎、佐賀、熊本、大分、宮崎、鹿児島）	2018（3 県）、2019（3 県）
10. 沖縄ブロック（沖縄）	2019（1 県）

#### （4）熊本県での応急仮設木造住宅と集会所・談話室の建設

16 年 5 月 12 日から建設着手した全木協の応急仮設木造住宅は 16 年 11 月 14 日に熊本県への最後の引き渡しを行い、全 563 戸の建設が終了しました。また、みんなの家

(談話室、集会場)についても、16年12月21日に最後の引き渡しが行われ、全59棟の建設を終えました。

なお、全建総連が労働者供給した就労者実数は30人、全建総連加盟組合448人(うち、熊本の全建総連加盟組合は161人)、延べ人工数は1万4491人工で、賃金総額は約4億円でした。

## **(5) 復興公営住宅の対応**

### **1) 全木協福島県協会の復興公営住宅の対応**

全木協福島県協会が福島県の公募で受注した広野町の買取型復興公営住宅15戸(住宅14、集会所1)が17年10月に引き渡しを終えました。

また、最後となる、いわき市勿来(なこそ)の復興公営住宅18戸については、11月着工で18年3月引き渡しの予定です。

なお、広野町を含めた買取型復興公営住宅4団地・97戸について、復興公営住宅の受注支援に関する斡旋料規程に基づき、全木協福島県協会より斡旋料(4万円/戸×97戸)の支払いを受けました。

## **(6) 全木協都道府県協会の動き**

### **1) 全木協都道府県協会の設立状況**

協定締結した28都道府県のうち、都道府県協会が設立されているのは17年11月現在、21都道県(北海道、秋田県、山形県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、富山県、静岡県、兵庫県、山口県、愛媛県、徳島県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)です。

なお、都道府県協会未設立の県には全木協より全建総連加盟組合とJBN連携団体に設立を要請しています。

### **2) 全木協神奈川県協会が神奈川県居住支援協議会に入会**

全木協神奈川県協会が神奈川県居住支援協議会(セーフティネット法に基づき設立された法定協議会で構成員は不動産団体、居住支援団体、住宅供給団体、神奈川県)に17年6月に入会しました。

協議会では「空き家相談協力事業者登録制度」を運用し、協議会の相談窓口空き家の活用・リフォームの相談が来た時に紹介される事業者登録をしており、全木協神奈川県協会として制度への登録を会員に呼びかけています。

### **3) 長野県が応急仮設住宅建設マニュアル策定し200戸未満は全木協優先に**

長野県建築住宅課は県独自の応急仮設標準仕様及び被災規模に応じた災害時協定団体への優先供給要請等をまとめた応急仮設住宅建設マニュアルを17年1月に策定しました。

マニュアルでは応急仮設建設 200 戸未満の災害規模の場合は、被災後の被災地の経済・雇用の改善に大きな経済効果が見込まれる応急仮設木造住宅の建設を優先して検討するとし、要請団体も全木協と建設業協会を優先としています。

こうした県の対応を後押ししたのは長野県協会が県に全木協の実績を説明してきた成果です。

#### 4) 国交省補助事業「地域型住宅グリーン化事業」の活用

17 年度の国交省補助事業「地域型住宅グリーン化事業」について、JBN連携団体と全建総連加盟組合が連携した、全木協福島県協会、全木協埼玉県協会、ちば木造建築ネットワーク、全木協東京都協会、全木協神奈川県協会、全木協長野県協会、愛知県建設団体連合会、京都木の家ネットワークが申請し採択を受けました。

#### (7) 内閣府「大規模災害時における被災者の住まいの確保策に関する検討会」への対応

内閣府からの要請を受けて、徳森専務理事が委員として出席した、16 年 11 月から開催してきた「大規模災害時における被災者の住まいの確保策に関する検討会」が 17 年 8 月 29 日に論点整理を公表しました。

論点整理では、南海トラフ巨大地震や首都直下地震などの大規模災害で被災者の住宅が大幅に不足することを念頭に、国及び地方公共団体に求められる、応急段階～復旧・復興段階における対応策がまとめられ、応急段階では応急借上住宅・応急仮設住宅の迅速化、応急的な修理の課題について、復旧・復興段階では自宅修理や当初から建築基準法に適合した応急仮設住宅の課題について提起しています。

#### (8) 国交省住宅生産課からのヒアリングへの対応

国交省・真鍋住宅生産課長から 17 年 2 月 20 日に「大規模災害で大量の仮設木造住宅の建設が求められる際に参画したい各団体等が個々に被災都道府県に建設の協定締結をするとすると役所の混乱が予想される。事前に都道府県ごとに応急仮設建設に関する連絡協議会を設置・対応することを提案したい。全木協の考えを聞きたい」との打診があり、急遽、3 月 2 日に徳森専務理事、大野建設部会部会長、和田建設部会副部会長・復興公営木造住宅建設推進本部長・災害対策本部長、田口技能部会部会長、小倉技能部会副部会長、坂口事務局長が対応しました。

当時、真鍋課長は国会審議のため欠席で前田専門官が対応し、全木協からは「様々な団体と調整するといっても調整責任の所在が不明確である。団体それぞれに得手不得手があり協議会でとりまとめることは現実的ではない。大災害時は人的供給ができない限り、それぞれの団体の平常時での生産能力をそのまま応急仮設建設可能戸数に適用計算することはできない。全木協は被災地の経済復興を中心に地元の大工の雇用、地元産材、地元の卸事業者を通して建材・設備を仕入れるなど優先的に行っている」と他団体との取り組み方の違いを説明しました。

その後、住宅生産課による全木協を含めた他団体との木造応急仮設住宅の建設体制

の打ち合わせが17年4月19日にあり、全木協、全木連、木住協、2×4協会、プレ協、住団連が出席し、全木協からは徳森専務理事、大野建設部会部会長、和田建設部会副部会長・復興公営木造住宅建設推進本部長、小倉技能部会副会長が出席。

住宅生産課長は各団体が汗をかいて各都道府県と個別に協定を締結すること、国交省が都道府県と団体を取り持って協定締結を進めることはないと話し、その上で協定締結した団体がつながりをもって対応していく見解が示されました。

## (9) 他の建設関係団体の動向

日本木造住宅産業協会（木住協）は熊本地震を契機に木造応急仮設住宅の建設に協力すべきとの会員からの意見の高まりを受け、17年度事業計画で災害時の応急仮設住宅の供給について検討するとしています。

今後、関係団体等と協議・連携し、災害時の木造応急仮設住宅建設について都道府県と協定締結に向けて取り組みを進めることとなります。

## (10) 印刷物等の作成

### 1) 全木協福島県協会の復興公営住宅、全木協の熊本県の応急仮設木造住宅の記録DVD

全木協福島県協会の復興公営住宅と全木協の熊本県の応急仮設木造住宅の記録DVDを作成し、17年1月にJBN連携団体及び全建総連加盟組合に配付しました。

全木協福島県協会の復興公営住宅のDVDには復興公営住宅の外観や内観、インタビュー（全木協福島県協会会長、全建総連福島委員長、請負施工する全建総連福島の組合員、入居者、福島県庁職員）を収録。熊本県の応急仮設木造住宅のDVDには応急仮設木造住宅の外観・内観、インタビュー（熊本工務店ネットワーク会長、熊本建労委員長、労働者供給で就労する全建総連組合員、入居者、熊本県庁職員）を収録しました。

### 2) 熊本県での全木協の応急仮設木造住宅に関する調査報告書

熊本県での全木協の応急仮設木造住宅建設について16年8月に芝浦工業大学蟹澤研究室に調査・研究を委託し、17年4月に報告書「熊本地震における木造応急仮設住宅に関する研究」を受けました。

報告書では下記のような施工上の問題点について指摘を受けました。

- ・木材供給について、初期にはプレカット工場は2社だけに要請することになっていたが、実際は2社だけでは間に合わない仕事量となった。
- ・賃金には満足していても交通費1000円では足りない大工がいた。15日間でガソリン代と高速代で6万円かかった者もいた。交通費は現場までの距離などを参考に見直しが必要ではないか。
- ・大工の就労時間は時間外労働協定を結んでいるので労働時間の延長は認められるが、実態として時間外労働協定の労働時間の延長期間を超えるほど働いているので法律上よくない状況であった。

- ・間柱と筋交の接合部分もプレカット材を用いるが、逆向きに加工され、再加工して取り付ける現場もあり、重複して加工されたため強度が落ちる問題があった。
- ・板金工事は金属板の折り曲げの際、原則として機械加工とし、塗膜に損傷・剥離が生じないように注意して作業を行う必要がある。
- ・断熱工事はデコスドライ工法でセルローズファイバーを粉砕し吹き付けするが、何度もトラブルで機械が動かないことが起きた。内壁に取りつけるシートと遮熱シートの上に充填するが、木工事の施工に問題があるとうまく充填せず、その都度作業を止めて手戻り作業を行うなど手間が生じていた。
- ・現場監督については、普段年間数棟しか担当しない工務店が多く、仮設団地のような大きな規模の工事の経験がなく、どうすればよいかわからないといった話もあった。
- ・軒の出の統一を考慮した組み合わせを標準化し、標準図面として使用することで生産性向上が望まれる。

### 3) 木活協作成「熊本地震 木造応急仮設住宅建設の取り組み」

一般社団法人木を活かす活動推進協議会（木活協）が熊本県での応急仮設木造住宅建設についてとりまとめた「熊本地震 木造応急仮設住宅建設の取り組み」を作成し、データ提供を受けました。同冊子の作成にあたり、全木協に作成協力の依頼があり受けました。

なお、協力費として全木協に108万円（税込）の支払いがあり、全木協が協力を依頼した全建総連、JBN、株式会社エバーフィールドに各20万円を支払うことを運営委員会で確認しました。

## 2. 第6期決算報告（別紙 決算書参照）

### 3. 第7期事業計画

#### （1）応急仮設木造住宅建設の災害協定締結に向けた取り組み

これまでに要請し進展のない県（福島県、鳥取県、島根県、石川県、岡山県、群馬県、長崎県、鹿児島県）に対して改めて、要請を行います。

#### （2）全木協講習会補助事業関係

##### 1) 補助事業として講習会の実施に伴う全木協と主幹事工務店との共同企業体協定書の締結と主幹事工務店による経費支出・事務負担について

応急仮設木造住宅建設講習会は国交省補助事業を活用して行われますが、国交省に補助金を請求できるのは、事業期間内に実際に支出された補助対象経費のみとなります。

全木協だけでは経費を負担することができないため、講習会は全木協と各都道府県の主幹事工務店の共同事業として実施するとして、国交省に補助事業を申請し、採択を受けました。

全木協と各都道府県の主幹事工務店が共同事業として実施することを確認した共同企業体協定書を国交省に実績報告時（18年3月）に提出する必要があるため、近々に各都道府県の主幹事工務店に共同企業体協定書の締結について案内し、締結を進めます。

なお、各都道府県の主幹事工務店は共同事業者として、各都道府県のJBN連携団体・主幹事工務店、全建総連加盟組合の関係者が講習会関係で行動した旅費や経費・謝金等についての事務及び支払業務を担っていただきます。主幹事工務店が関係者に支払った分については全木協が国交省から補助金を受けた後（18年5月頃）に精算することとします。

また、各都道府県の主幹事工務店が支払う経費の総額は約2900万円が見込まれます。対象経費は、講師研修会の旅費、全国研修会の旅費、運営委員会の委員旅費と謝金、講習会の講師謝金、講習会（実技講習）の教材製作費、講習会の会場使用料です。

## 2) 講習会事業の18年度の補助申請について

講習会事業が17年度単年度事業として採択されたため、18年度は改めて18年度事業として国交省に補助事業の申請を行います。

18年度は、講習会・研修会は応急仮設木造住宅建設講習会（14県）、応急修理講習会兼講師研修会（東京、山口）、全国研修会（熊本）、応急修理講習会の準備として応急修理講習会テキスト作成委員会を実施する予定です。

なお、18年度、19年度に実施予定の事業のスケジュールは下記の通りです。

### 【2018年度（予定）】

#### ①講習会

- ・ 応急仮設木造住宅建設講習会（14県） ※18年10月～19年1月
- ・ 応急修理講習会兼講師研修会（東京、山口） ※19年1月
- ・ 全国研修会（熊本） ※19年2月

#### ②講習会準備

- ・ 応急修理講習会テキスト作成委員会 ※18年10月～12月

### 【2019年度（予定）】

#### ①講習会

- ・ 応急仮設木造住宅建設講習会（15県） ※19年10月～20年1月
- ・ 応急修理講習会 ※19年10月～20年1月
- ※ 応急仮設木造住宅建設と応急修理の協定締結地域（秋田、東京、神奈川、愛知、三重、広島、山口、香川）
- ・ 全国研修会（福島） ※20年2月

### (3) 賛助会員について

全木協の今後の事業運営を強化する観点から、引き続き賛助会員を募ることとします。